

## 公益財団法人東京防災救急協会役員の報酬等に関する規程

制定 平成4年10月1日  
改正 平成19年4月1日(い)  
平成21年7月1日(ろ)  
平成21年9月29日(は)  
平成22年3月12日(に)  
平成22年7月7日(ほ)  
平成23年3月11日(へ)  
平成24年3月16日(と)  
平成27年4月1日(ち)  
平成28年3月17日(り)  
平成29年3月13日(ぬ)  
平成30年3月13日(る)  
平成31年3月19日(を)  
令和2年3月18日(わ)  
令和3年3月22日(か)

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京防災救急協会（以下「協会」という。）定款第27条に基づき、常時勤務する役員（以下「役員」という。）の報酬、通勤手当及び退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。(い)(ろ)(ほ)

### (報酬の額)

第2条 役員の報酬の額は年額とし、評議員会の決定に基づく以下の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内において支給する。(ろ)(は)(に)(ほ)(へ)(ち)(り)(ぬ)(る)(を)(わ)(か)

役 職	勤務形態	報酬の年額（総額）
理 事 長	常 勤	1,282万円
副 理 事 長	常 勤	1,189万円
専 務 理 事	常 勤	1,070万円

### (新たに役員に就任したときの報酬) (い)

第3条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。(い)(ほ)

2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の途中から支給するときの報酬支給額は、その月の現日数から休日を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

### (報酬の額) (ほ)

第4条 役員の報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。(ほ)

2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の途中で異動を生じた場合の報酬支給額は、その月のうち、異動前の現日数から休日を差引いた日数を基礎とした日割及び異動後の現日数から休日を差引いた日数を基礎とした日割によって計算する。(ほ)

(退任又は解任時の報酬)

第5条 役員が死亡し、又は協会の都合により解任されたときは、当該死亡し又は解任された日の属する月の報酬を支給する。

2 役員が前項以外の事由により退任し、又は解任されたときは、当該退任し又は解任された日までの報酬を支給する。この場合において、その支給額は、その月の現日数から休日を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(再任時の報酬)

第6条 前条第1項の規定により、解任当月の報酬金額の支給を受けた役員が、解任された日の属する月のうちに再任されたときは、その月の報酬は支給しない。

2 前項に定める以外の再任のときは、第3条の例による。(い)

(通勤手当)

第7条 役員の通勤手当は、公益財団法人東京防災救急協会給与規程(以下「給与規程」という。)の例による。(い)(ほ)

(退職手当)(ろ)

第8条 役員の退職手当については、支給しない。(ろ)

(給与規程の準用)

第9条 報酬及び通勤手当の支給方法、支給手続、その他については、この規程に定めるほか、給与規程の例による。

附 則

この規程は、平成4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(ろ)

附 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。(は)

附 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。(に)

附 則

この規程は、公益財団法人東京防災指導協会と公益財団法人東京救急協会が締結した合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。(ほ)

附 則

この規程は、平成22年4月1日から適用する。(へ)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。(と)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。(ち)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。(り)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。(ぬ)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。(る)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。(を)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から適用する。(わ)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。(か)